大阪府条例第　　　号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （初任給調整手当）  第十二条　（略）  　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十五万千二百円  　二　（略）  ２・３　（略）  （地域手当）  第十三条の二　（略）  ２　（略）  一　大阪府の区域　百分の十一・八  　二　前項の人事委員会規則で定める地域及び公署　当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合  第十三条の三　医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。  第十三条の四　大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一・八未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。  　一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。）（異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八）  　二　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が百分の十一・八を超える場合にあつては、百分の十一・八）に百分の八十を乗じて得た割合 | （初任給調整手当）  第十二条　（略）  　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十五万九百円  　二　（略）  ２・３　（略）  （地域手当）  第十三条の二　（略）  ２　（略）  一　大阪府の区域　百分の十一  　二　前項の人事委員会規則で定める地域及び公署　当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合  第十三条の三　医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。  第十三条の四　大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十一未満である場合に限る。）、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。  　一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。）（異動等前の支給割合が百分の十一を超える場合にあつては、百分の十一）  　二　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が百分の十一を超える場合にあつては、百分の十一）に百分の八十を乗じて得た割合 |
|  |  |

第二条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （住居手当）  第十三条の五　（略）  　一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員（府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払つている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。）  　二　第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの  ２　（略）  一　（略）  　　イ　月額二万七千円以下の家賃を支払つている職員　家賃の月額から一万六千円を控除した額  　　ロ　月額二万七千円を超える家賃を支払つている職員　家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額  二　（略）  ３　（略）  附　則  １―21　（略）  （特定の職員の給料月額等に関する特例）  22　別表第一から別表第五までの規定にかかわらず、その者が属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第一に掲げられている職員の給料月額は、当分の間、給料表、職務の級及び号給の区分に応じて附則別表第一に定める額とする。  （小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例）  23　別表第四ロの規定にかかわらず、第三条第一項第四号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員であつて、その属する職務の級及びその受ける号給が附則別表第二に掲げられているものの給料月額は、当分の間、号給の区分に応じて附則別表第二に定める額とする。  24―30　（略） | （住居手当）  第十三条の五　（略）  　一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員（府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払つている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。）  　二　第十四条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの  ２　（略）  一　（略）  　　イ　月額二万三千円以下の家賃を支払つている職員　家賃の月額から一万二千円を控除した額  　　ロ　月額二万三千円を超える家賃を支払つている職員　家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額  二　（略）  ３　（略）  附　則  １―21　（略）  22―28　（略） |
|  |  |

　　附則の次に次の二表を加える。